

長野県環境影響評価 条例の改正について



平成27年12月10日(木)

長野県環境部環境政策課

本日の流れ

- 環境影響評価制度の概要
- 改正環境影響評価条例の概要
- 質疑応答

環境影響評価（環境アセスメント） とは

大規模な開発事業などを実施する前に、

- あらかじめ、環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、
- その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴き、必要に応じて見直しを行い、
- 環境の保全対策を検討することにより
- 環境に配慮した事業にしていくための制度

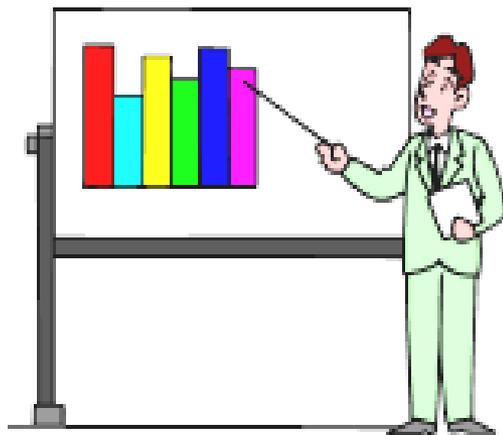
調査、予測、評価とは

調査



事業を実施しようとする地域及びその周辺の環境が、現在どのような状況にあるのか、必要な情報を収集します。

予測



事業の実施が環境にどのような影響を与えるのか予測します。

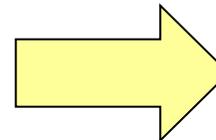
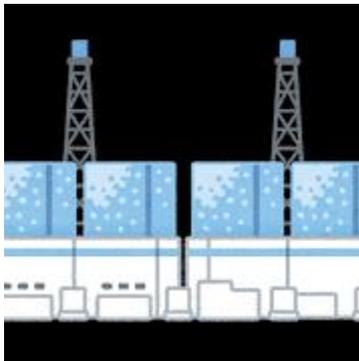
評価



予測結果から環境に与える影響の程度を評価し、影響を低減するための保全対策を検討します。

環境影響評価（環境アセスメント） の性格

- 規制ではない。
- 規制とは



×

○

- 事業者自身による環境への影響に対する配慮を促し、よりよい事業計画につなげるための制度

条例対象事業の種類

道路の 建設	ダム の 建設	鉄道 の 建設	飛行場 の 建設
工場又は 事業場の 建設	風力発電 所の建設	廃棄物処 理施設の 建設	下水道終 末処理場 の建設
スポーツ又 はレクリエー ション 施設の建設	土地区画 整理事業	住宅団地 の造成	工業団地 の造成
流通業務 団地の 造成	別荘団地 の造成	土石の採 取又は鉞 物の掘採	複合事業

対象事業の区分

● 第1種事業

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価の手続を実施する事業

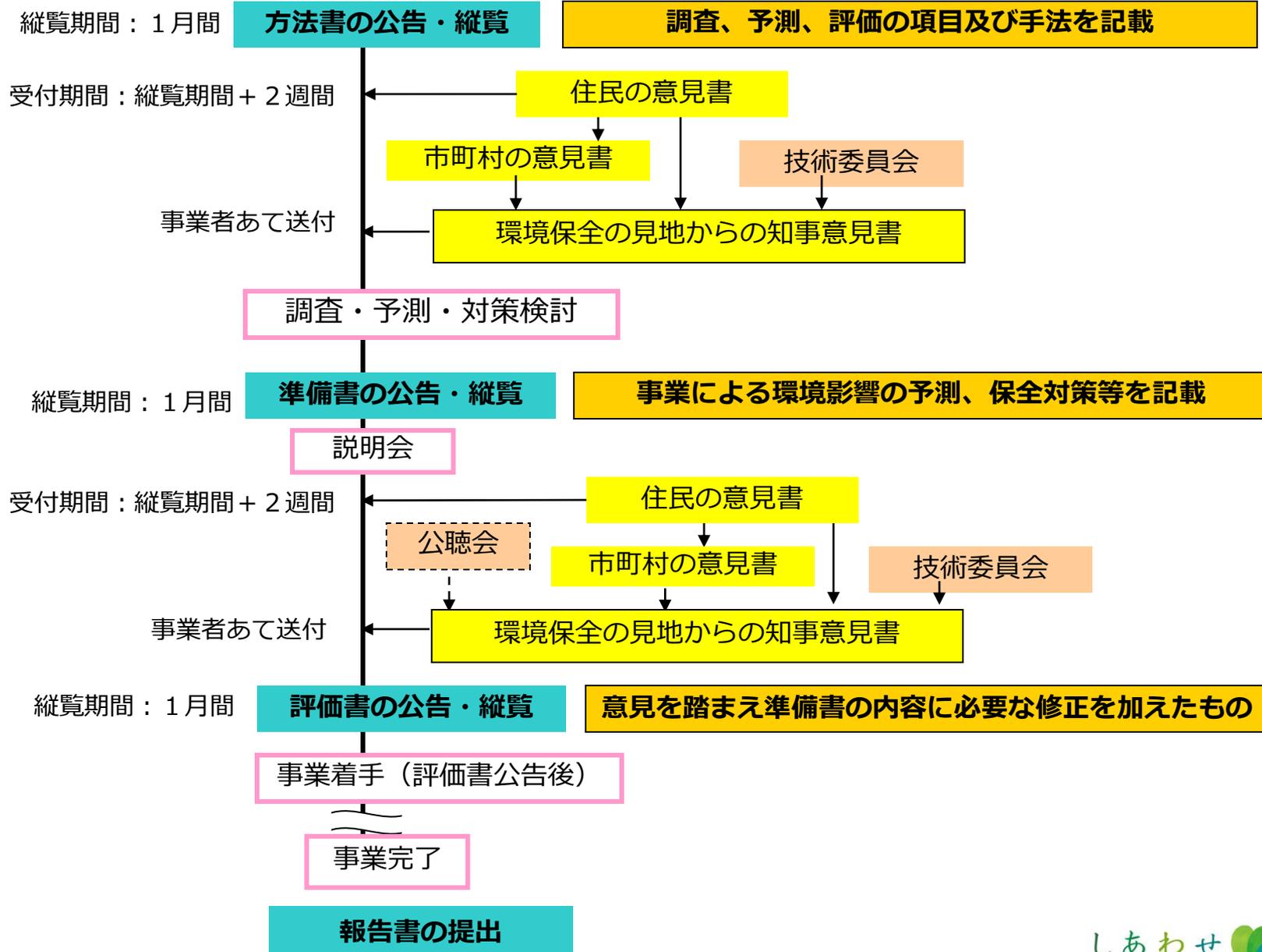
● 第2種事業

① 第1種事業に準ずる規模を有する事業

② 環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域において実施される事業

であって、環境影響評価の手続を実施する必要があるかどうかの判定を知事が行う事業

長野県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント手続の流れ



法と条例との関係

● 環境影響評価法

国家的な見地から環境影響評価を行う必要のある事業として、事業の態様等から規模が大きく環境影響の程度が大きくなるおそれがある事業を対象

● 環境影響評価条例

地域の実情に応じて、法対象より小規模な事業や法対象以外の事業種を対象

国の環境影響評価制度の経緯

昭和47年～	個別法等による環境影響評価の導入
昭和59年8月28日	環境影響評価実施要綱【閣議決定】
平成 9年6月13日	環境影響評価法公布
平成11年6月12日	環境影響評価法施行
平成23年4月27日	改正環境影響評価法公布
平成24年4月1日	改正環境影響評価法施行【一部】 ○ 方法書段階における説明会の実施、要約書の作成 ○ インターネットによるアセス図書の公表 等
平成25年4月1日	改正環境影響評価法施行【完全】 ○ 計画段階環境配慮書手続の義務化 等

県の環境影響評価制度の経緯

昭和59年 1月 5日	環境影響評価指導要綱制定 (平成11年 6月廃止)
平成10年 3月30日	環境影響評価条例公布
平成10年 6月25日	環境影響評価条例施行規則公布
平成10年 9月28日	環境影響評価技術指針制定
平成11年 6月12日	環境影響評価条例施行
平成19年 7月19日	改正環境影響評価条例公布 (風力発電所を対象事業に追加)
平成19年10月 1日	改正環境影響評価条例施行

条例対象事業の状況

■ 8件

(廃棄物処理施設5件、道路2件、風力発電所1件)

事業名	事業者	事業地	事業種別	規模	現在の状況
(仮称) 木曽川右岸道路(南部ルート)建設事業	長野県、上松町、 大桑村、南木曾町	上松町、大桑村、 南木曾町、旧山口村	道路	2車線、22km	工事中
三遠南信自動車道青崩峠道路	国土交通省 中部地方整備局	飯田市南信濃	道路 (自動車専用道)	2車線、3km (静岡県側を含めた総延)	工事中
(仮称) 峰の原風力発電事業	I P P ジャパン (株)	須坂市	風力発電所	出力：26,720kw	事業廃止
長野広域連合 A ごみ焼却施設建設事業	長野広域連合	長野市	廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	焼却：18.75t/時 (450t/日)	評価書公告済
上伊那広域連合ごみ焼却施設建設事業	上伊那広域連合	伊那市	廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	焼却：5.6 t/時 (134t/日)	評価書公告済
湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業	湖周行政事務組合	岡谷市	廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	焼却：4.6 t/時 (110t/日)	工事中
長野広域連合 B ごみ焼却施設建設事業	長野広域連合	千曲市	廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	焼却：4.2 t/時 (100t/日)	評価書公告済
新クリーンセンター建設事業	佐久市・北佐久郡環境 施設組合	佐久市	廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	焼却：4.6 t/時 (110t/日)	評価書公告済

法対象事業の状況

■ 4件

(鉄道1件、発電所1件、道路2件)

事業名	事業者	事業地	事業種別	規模	現在の状況
中央新幹線(東京都・名古屋市間)	東海旅客鉄道(株)	大鹿村、豊丘村、喬木村、飯田市、高森町、阿智村、南木曾	鉄道 (新幹線鉄道)	総延長286km (うち県内約53km)	評価書公告済
新姫川第六発電所	黒部川電力(株)	小谷村	発電所 (水力発電所)	出力: 27,500kW	方法書
中部横断自動車道(長坂~八千穂)	国土交通省 関東地方整備局	小海町、佐久穂町、川上村、南牧村	道路 (高速自動車国道)	4車線、約34km (山梨県含む)	配慮書
国道153号 伊駒アルプスロード	長野県	駒ヶ根市、伊那市	道路 (一般国道)	4車線、約11km	配慮書

長野県の環境影響評価制度の体系

- 環境影響評価条例
- 環境影響評価条例施行規則
- 環境影響評価技術指針
- 環境影響評価技術指針マニュアル

長野県環境影響評価条例 長野県環境影響評価条例施行規則

[事業者等の手続を規定]

- 定義
- 対象事業の種類、規模等
- 方法書、準備書、評価書の手続
- 長野県環境影響評価技術委員会の設置
- 様式等

長野県環境影響評価技術指針

長野県環境影響評価技術指針マニュアル

(マニュアルは技術指針を具体的に解説したもの)

[環境影響評価の技術的事項を規定]

- 1 基本方針（環境保全のための措置等）
- 2 対象とする環境要素
- 3 調査、予測、評価の手法、地域、期間等
- 4 保全対策の検討、留意事項
- 5 事後調査の方法、地域、期間等

環境保全のための措置

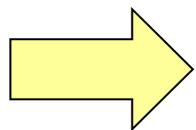
- ①回避 全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。
- ②最小化 実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。
- ③修正 影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。
- ④低減 継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。
- ⑤代償 代用的な資源若しくは環境で置き換えたり、又は提供すること等により、影響を代償する。

対象とする環境要素

- 大気質
- 騒音
- 振動
- 低周波音
- 悪臭
- 水質
- 水象
- 土壌汚染
- 地盤沈下
- 地形・地質
- 植物
- 動物
- 生態系
- 景観
- 触れ合い活動の場
- 文化財
- 廃棄物等
- 温室効果ガス等

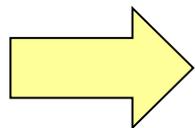
改正環境影響評価条例の概要

①法改正による法対象事業への新たな手続の導入



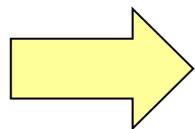
法改正に伴う手続の導入

②環境影響評価制度の運用を通じ明らかとなった課題



環境影響評価手続の充実

③従来想定していなかった種類の事業による大規模開発



条例対象事業の拡大

①法改正に伴う手続の導入

(1)計画段階環境配慮書手続の導入

(2)方法書要約書の作成及び説明会の開催の
義務化

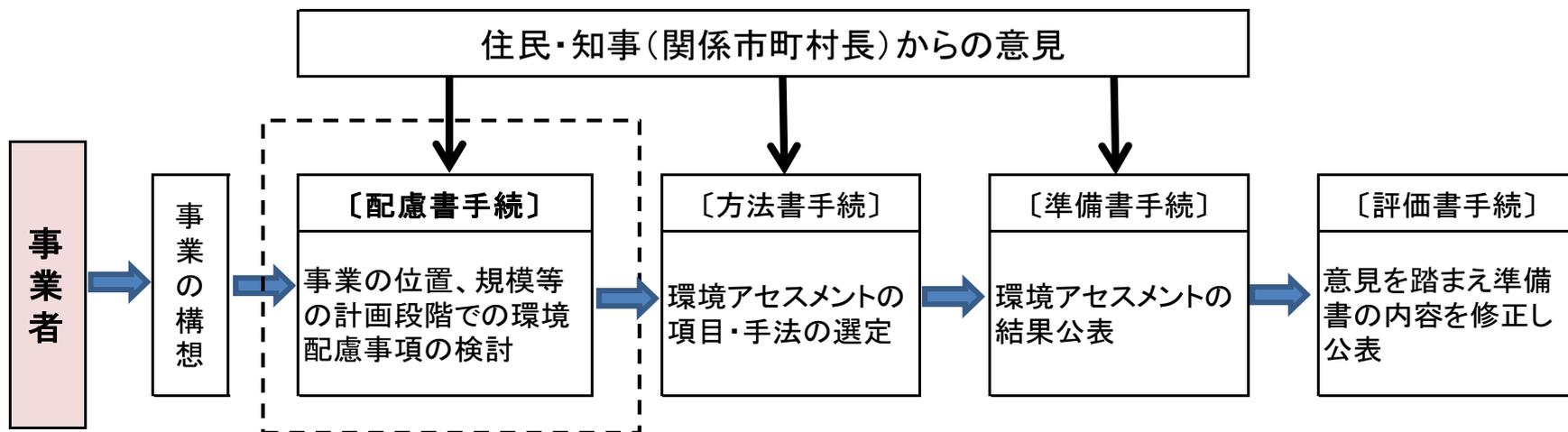
(3)環境影響評価図書電子縦覧の義務化

(4)事後調査報告書の公表の義務化

(1)計画段階環境配慮書手続の導入

○計画段階環境配慮書手続とは…

事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置・規模又は配置・構造に関する複数案について環境影響を調査予測評価し比較検討を行うことにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減する手続



○複数案のイメージ



線的事業（道路など）



点的事業（廃棄物処理施設など）

○評価のイメージ

住宅街



重要な湿地

項目	A	B	C
生態系	◎	△	△
騒音	△	◎	◎

事業の検討段階から環境配慮を行うことで、事業の実施に伴う環境影響の一層の回避・低減を図ることができることから、**計画段階環境配慮書**を積極的に導入

○ 計画段階環境配慮書の作成義務

	法	条例
条例第1種事業		◎
条例第2種事業		国、地方公共団体等 ◎ 民間事業者 ○
法第1種事業	◎	
法第2種事業	△ 法に基づく配慮書を作成しない場合には	国、地方公共団体等 ◎ 民間事業者 ○

◎義務、○努力義務、△任意

○ 計画段階環境配慮書に係る手続等

	法	条例
住民の意見聴取	○	◎
関係自治体の意見聴取	○	◎
長野県環境影響評価技術委員会からの意見聴取	×	◎
方法書において知事意見を速やかに述べる規定	×	◎

◎義務、○努力義務、×規定なし

複数案の検討時期	複数案の設定が可能な時期から、位置、規模等が確定する前まで
複数案の優先	位置・規模に関する複数案の設定を優先
記載内容	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の目的及び内容・ 事業実施想定区域及びその周囲の概況・ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
縦覧期間	1月間（住民意見聴取も同期間）
公表	インターネットにより知事が公表
住民等の意見聴取	住民、市町村、技術委員会の意見を聴取
知事が意見を述べる期間	住民意見の送付から60日間

(2)方法書要約書の作成及び説明会の開催の義務化

○理由

方法書の内容が複雑化、高度化したため。

○実施方法

方法書要約書の作成		方法書の抜粋ではなく、住民にわかりやすい内容
方法書説明会の実施	開催場所	対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
	周知方法	印刷物の配布、関係市町村の広報紙への掲載

- (3)環境影響評価図書への電子縦覧の義務化
- (4)事後調査報告書の公表の義務化

○理由

環境影響評価図書へのアクセスを容易にし、環境アセスメントの趣旨である情報交換をより有効なものとするため。

○実施方法

県のホームページで公表（従来から実施）

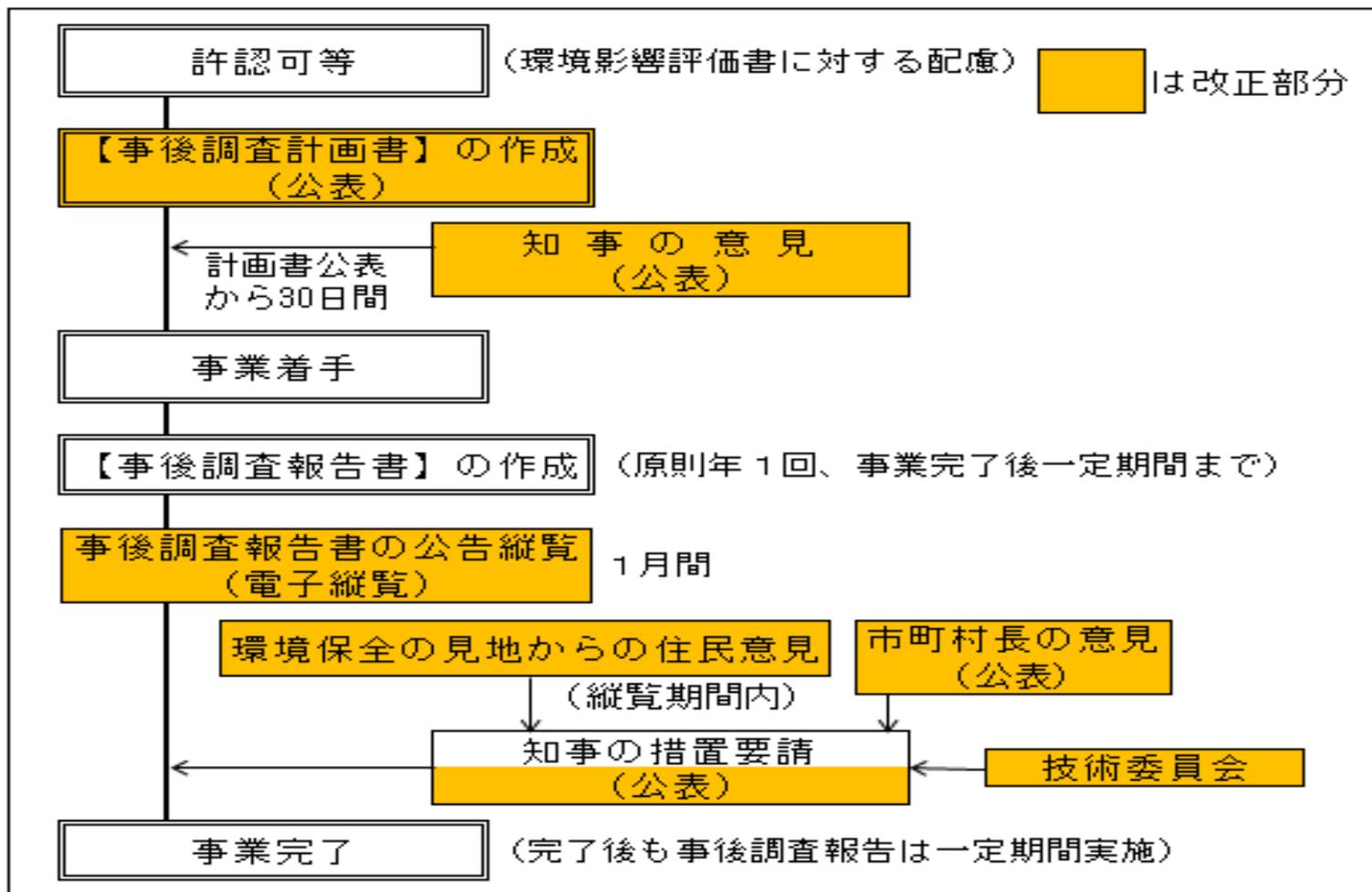
2 環境影響評価手続の充実

(1)事後調査に係る手続の充実

(2)法対象事業に対する条例手続の適用の拡大

(1)事後調査に係る手続の充実

- 事後調査計画書の作成、公表、知事意見の提出
- 事後調査報告書の公表、住民等の意見聴取



※その他、施工状況等報告書の作成等の手続あり

○ 理由

評価書段階での不確実性を補う事後調査の重要性に着目

○ 事後調査計画書について

作成時期	事業着手前
作成を要しない場合	評価書記載の事後調査計画から変更がなく、かつ、事業着手までの間に期間を要していない場合 等
記載内容	事後調査の項目及び手法
公表	インターネットにより知事が公表
技術委員会の意見聴取	大幅に事後調査計画が変更される場合など必要に応じ、意見聴取
事後調査の実施	知事意見を勘案して、計画を見直し実施する。

○ 事後調査報告書について

作成時期	原則年1回、翌年6月30日まで
記載内容	<ul style="list-style-type: none">事後調査計画に基づき実施した事後調査の状況環境保全措置の状況 工事の実施中⇒事後調査の状況に応じ講じたもの 工事完了後 ⇒環境保全措置全て
縦覧期間	1月間
公表	インターネットにより知事が公表
住民等の意見聴取	住民、市町村、技術委員会の意見を聴取
知事の措置要請	上記意見を勘案等して、必要な場合は環境の保全のための措置を講ずるよう求める。

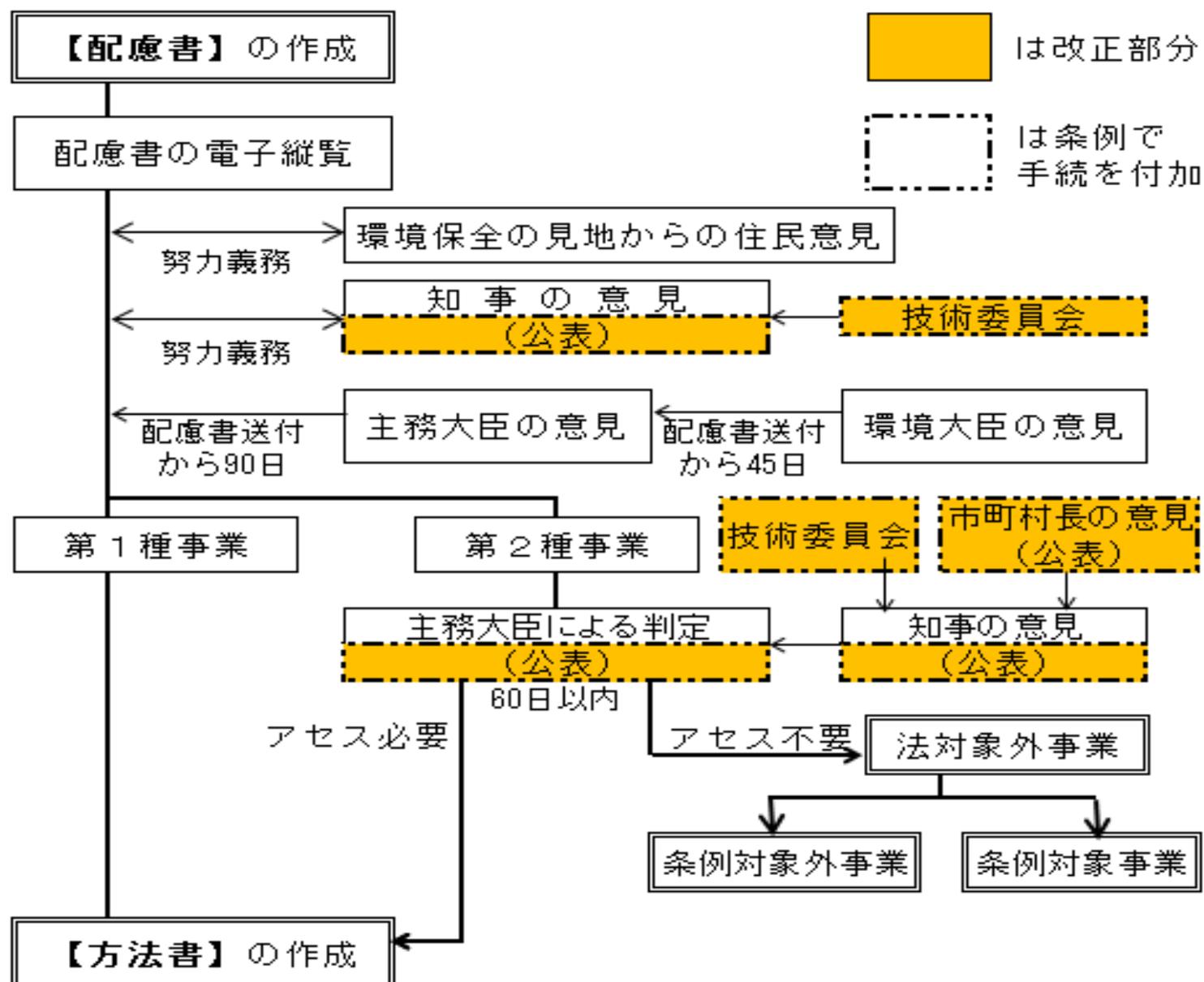
○ 施行状況等報告書について

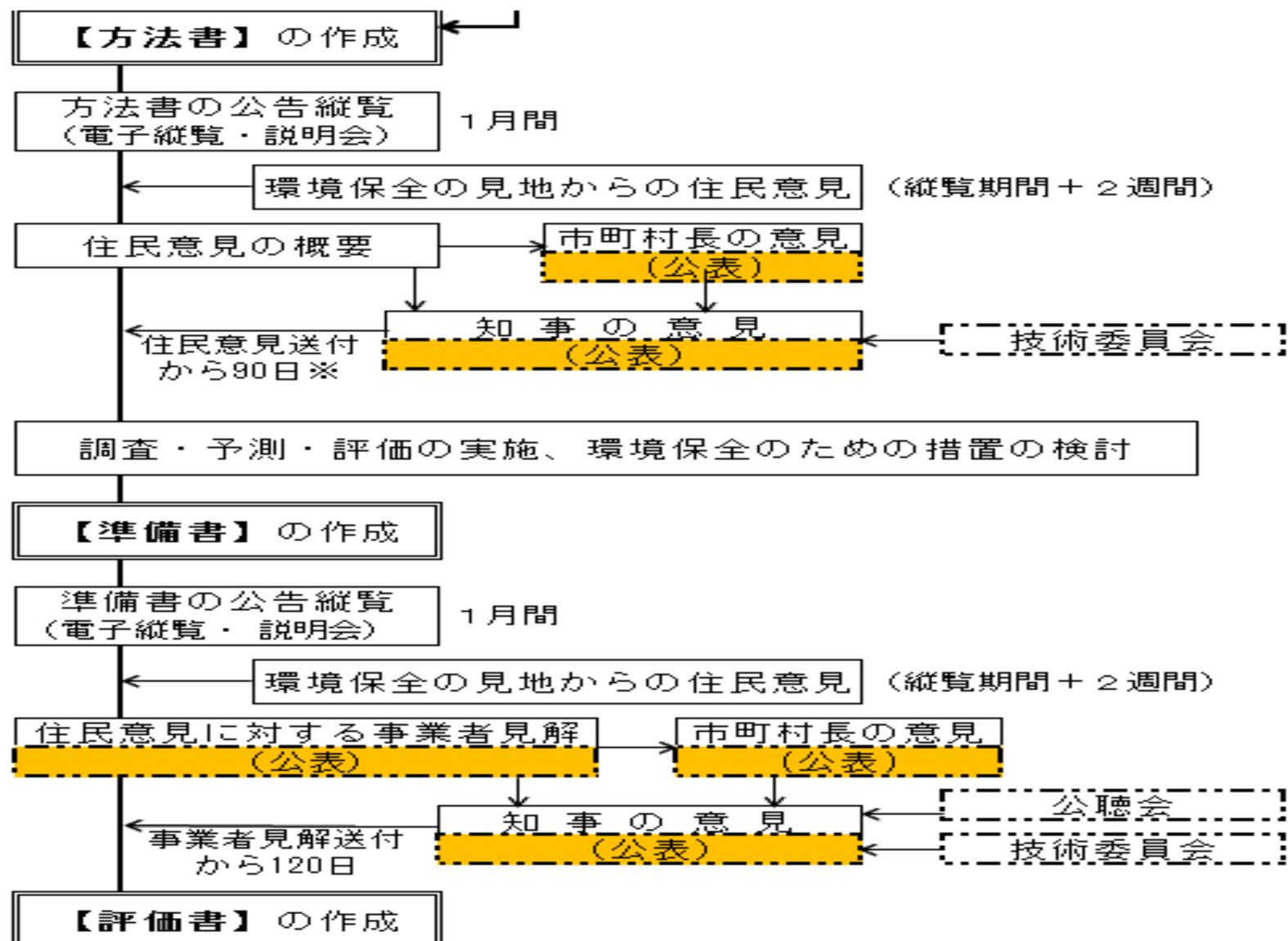
作成時期	4半期ごと、工事が完了するまでの間 ・ 1月から3月までの状況 4月30日まで ・ 4月から6月までの状況 7月30日まで ・ 7月から9月までの状況 10月30日まで ・ 10月から12月までの状況 翌年の1月30日まで
記載内容	・ 環境保全措置の状況 ・ 対象事業の実施状況
公表	インターネットにより知事が公表
知事の措置要請	必要な場合は、技術委員会の意見を聴取した上、環境の保全のための措置を講ずるよう求める。

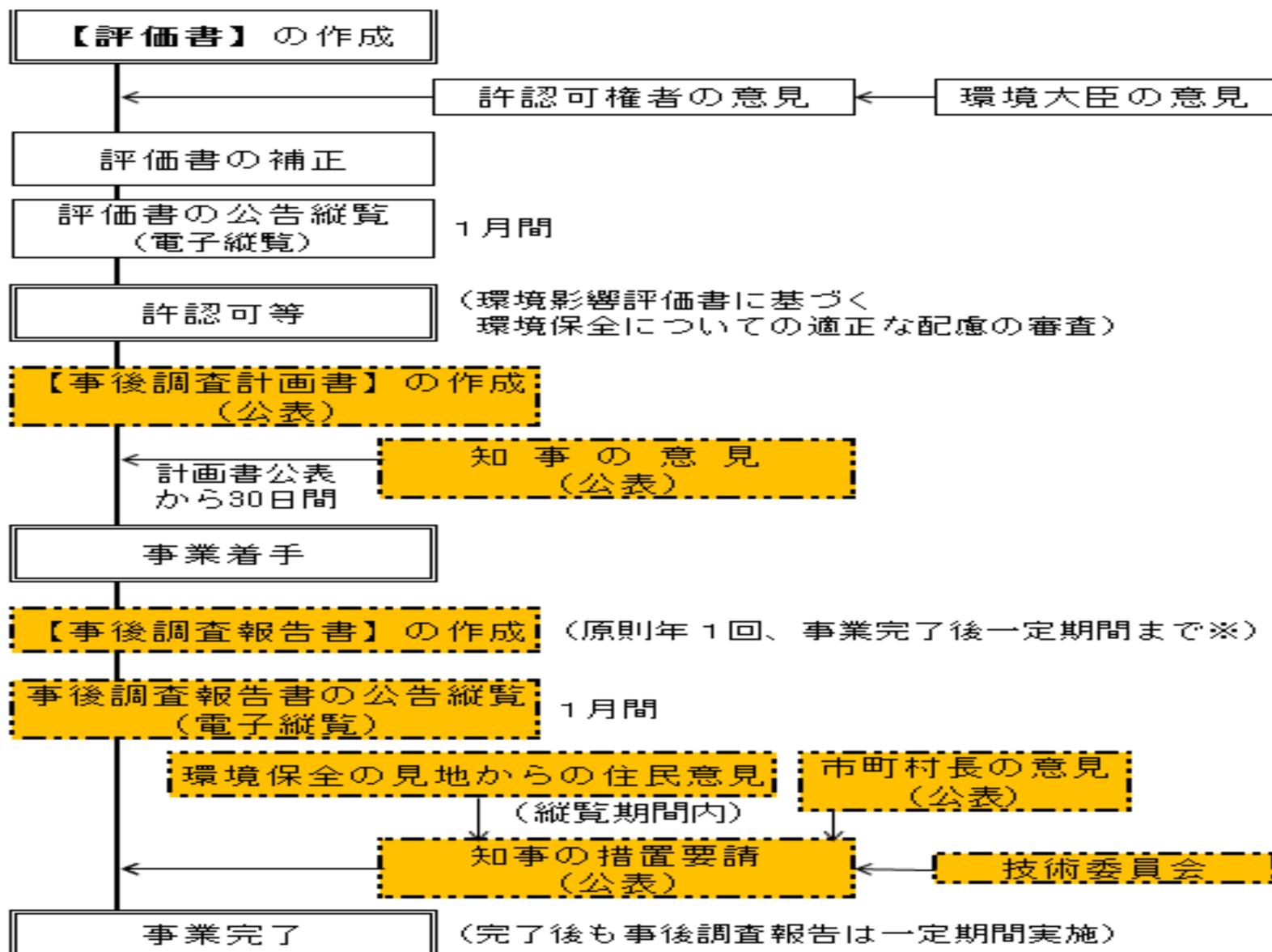
32 (2)法対象事業に対する条例手続の適用 の拡大

条例対象事業よりも規模の大きい法対象事業の環境影響の大きさを考慮し、条例独自の手続の適用を拡大。

- 事後調査に関する手続
- 事業着手、事業完了等の報告
- 報告聴取、必要な手続を実施しない場合の勧告、公表
- 知事意見を述べる際の長野県環境影響評価技術指針への配慮



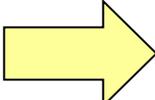




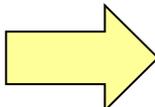
③ 条例対象事業の拡大

○ 見直しの理由

- 更なる再生可能エネルギー事業の進展・拡大

 **太陽光発電所、地熱発電所などの対象事業化**

- 新たに出現する可能性のある大規模な面的開発事業

 **事業の目的を問わない概括的な対象事業の規定を新設**

事業名 【条例事項】	区分 【規則事項】	対象事業となる規模要件【規則事項】	
		第1種事業	第2種事業
電気工作物の建設	水力発電所	出力15,000kW以上	—
	風力発電所	出力5,000kW以上 (現行10,000kW以上)	—
	地熱発電所	出力5,000kW以上	—
	太陽光発電所	敷地面積が50ha以上	森林の区域等における敷地面積が20ha以上
	送電線路	17万V以上 かつ こう長が1 km以上	—
工作物の用に供する一団の土地の造成	—	一団の土地の面積が50ha 以上	森林の区域等における一団の土地の面積が30ha以上

水力、風力、地熱発電所

○対象事業化の考え方

水力発電所	ダム建設としてアセス対象とならない水路式水力発電所の環境影響
風力発電所	政令改正（H24）により、法と条例の対象事業の規模が同一化
地熱発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に多くの火山が存在し、立地の可能性高 ・建設による温泉等への影響

○規模要件の考え方

第1種事業	法対象事業の50%
第2種事業	設定なし(第2種事業の設定基準に該当しないため)

(参考)第2種事業の設定基準

- ① 法第1種事業と同程度の規模要件を設定した事業種(道路、鉄道)
- ② 森林の区域等の特に環境に配慮すべき地域で行われる面的開発事業で、規模要件を面積で設定するもの

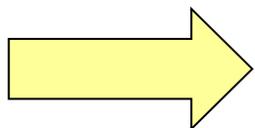
太陽光発電所

○ 対象事業化の考え方

- 稼働時において、構造や仕組みに起因して生じる特有の環境影響は想定されない（例 低周波音、バードストライク）

しかし、

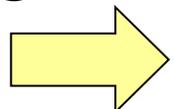
- 立地によっては、景観面での影響有
- 大規模な土地改変を伴う場合、動植物、生態系へ影響有
- 工事用車両や建設機械の稼働による影響有



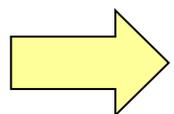
**他の開発事業と同様の環境影響が生じ、
環境配慮を求めることが適当**

○規模要件の考え方

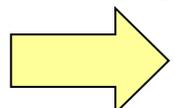
- ① 太陽光発電所の特性（面積の大小が環境影響の主要素）

 **出力ではなく面積を採用**

- ② 太陽光発電所の環境影響は、条例対象となっている多くの面的開発事業（ゴルフ場、工業団地等）と基本的に同等

 **第1種事業50ha、第2種事業を30haを基本に**

- ③
- 土地価格が低いこと、傾斜を利用したパネル設置が可能であることから森林等への立地が多い状況
 - 近県の規模要件(15ha~20ha)、2MW以上の太陽光発電事業の平均面積(全国20ha、長野県23ha)
 - 他の事業に比べ事業の分割実施が容易であること

 **30haより厳しい規模要件(=20ha)を設定**

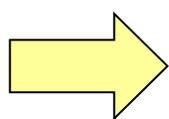
41 ○ 敷地面積とは

- ① 太陽光パネルが設置される面積
+
- ② 太陽光発電所として必要となる施設等の面積
(例 調整池 残置森林 場内通路 駐車場 事務所用地)

○ 敷地面積を採用した理由

土地の形質変更面積で算定する場合…

太陽光パネルは杭基礎などによる設置が可能のため、
パネル面積に比べて著しく小さな面積となる可能性がある

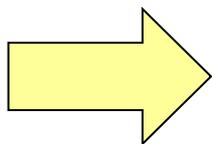


実際の土地の形質変更（土移動、土掘削等）の面積ではなく、より厳しい算定方法である敷地全体の面積を採用

送電線路

○ 対象事業化の考え方

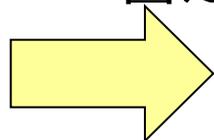
- 大規模な送電線路は複数の都道府県をまたがって設置される
- 本県隣接県において対象事業化済（群馬県、富山県、山梨県及び岐阜県）



隣接県と同様の環境配慮を求めることが適当

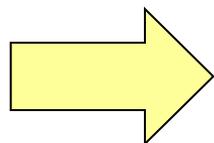
○ 規模要件の考え方

- ① ● 17万ボルト以上の送電線は「超高圧送電線」として、電気事業法に基づき建築物等との離隔距離について厳しい基準が設定
- 鉄塔の高さ等が大規模になり、景観や動植物への影響が著しいものとなるおそれ有り。



17万ボルト以上を規模要件として設定

- ② 短区間の高電圧の送電線（例：自社敷地内での建設）が対象とならないよう配慮する必要有り



こう長 1 km以上を規模要件として設定

工作物の用に供する一団の土地の造成

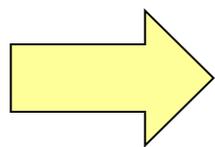
○ 対象事業化の考え方

- 条例制定時、

開発事業の目的を条例、規則上明示し環境影響評価の対象となるかどうかを明らかにすることを主眼に、当時想定できた事業を規定

しかし

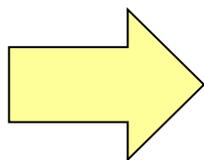
- 従来想定をしていなかった事業の増加
- 土地造成を伴う開発事業については、工事終了後の用途を問わず一定の環境影響有り



**他の開発事業と同様の環境影響が生じ、
環境配慮を求めることが適当**

○ 規模要件の考え方

- 当該事業の環境影響は、条例対象となっている多くの面的開発事業（ゴルフ場、工業団地等）と基本的に同等
- 事業の目的を問わないことから、供用時の影響をあらかじめ考慮できない



土地造成を伴う開発事業の一般的な規模要件を設定

施行期日等

● 施行期日

平成28年1月13日(配慮書手続に関する部分は同年10月1日)

● 対象事業の追加に関する適用除外

平成28年1月13日前に、次の許認可を得ている事業はアセス対象外

太陽光以外の発電所、送電線路	○ 電気事業法の工事計画の届出
太陽光発電所	○ 森林法の林地開発許可 ○ 農地法の農地転用許可 ○ 電気事業法の工事計画の届出 ○ 都市計画法の開発許可
工作物の用に供する一団の土地の造成	○ 森林法の林地開発許可 ○ 農地法の農地転用許可 ○ 都市計画法の開発許可